

## ■柴田町における審議会等の種類、構成等について

## 1. 「参加」についての基本条例における考え方の確認

(前文)

私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥かに仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。

恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。

私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主役である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民一人一人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。

住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。

(まちづくりの基本)

第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

2 (略)

(参加によるまちづくり)

第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。

2 (略)

### <条文のポイント>

住民自治によるまちづくり基本条例では、住民自治の主役である住民が自らの役割を自覚し「まちづくり」に取り組めるよう、町は住民の意思を「まちづくり」に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加の推進に努めることとしています。参加の促進が担い手間の信頼を深め、協働による「まちづくり」を加速させ、町が未来へ持続的に発展するための基盤となるという考え方に基づいています。

### <まちづくりへの参加の例>

(地域において)

- ・区会、町内会等の行事、会議等への参加
- ・ボランティア活動、住民活動団体への参加

(事業所において)

- ・地域の清掃活動などボランティア活動への参加
- ・まちづくり活動への協力、協賛などによる参加

(行政運営において)

- ・各種説明会、懇談会等への参加
- ・パブリックコメントや町長へのメッセージなど、意見を表明することによる参加
- ・審議会の公募委員への応募、住民ワークショップ等への参加

## 2. 町の審議会等について

狭義では法令・条例に基づき設置される会議、協議会、審議会など（地方自治法第138条の4第3項による執行機関の附属機関）を指し、広義では有識者や住民から意見をきくため要綱等を根拠に設置される検討会、ワーキンググループ、ワークショップ等（いわゆる長の私的諮問機関）も含む。

## 3. 行政運営の透明化・参加の促進に関する基本条例での規定

（行政運営の透明化）

第25条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。

（1）～（3） 略

（4） 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」といいます。）の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

（行政運営への参加の促進）

第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。

（1）・（2） 略

（3） 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

### 3. 柴田町における審議会等の種類、委員区分、公募状況及び公開状況等

■法令・条例に基づき設置されている審議会等（狭義の審議会等）

#### ○法令を根拠に設置するもの

No.	名称	委員区分	公募状況	公開・非公開	主管課	備考
1	柴田町防災会議	(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	— ※法令により 委員指定	公開	総務課	
2	柴田町国民保護協議会	(1) 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員 (2) 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。) (3) 当該市町村の属する都道府県の職員 (4) 当該市町村の副市町村長 (5) 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長) (6) 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除	— ※法令により 委員指定	公開	総務課	諮問事項発生時に設置

		く。) (7) 当該市町村の区域において業務を行う指定 公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (8) 国民の保護のための措置に関し知識又は経 験を有する者				
3	柴田町国民健康保険運 営協議会	(1) 被保険者代表 (2) 医師・薬剤師代表 (3) 公益代表	—	公開	健康推進課	
4	柴田町民生委員推せん 会	(1) 市町村議会議員 (2) 民生委員 (3) 社会福祉事業関係者 (4) 社会福祉関係代表者 (5) 教育関係者 (6) 行政機関職員 (7) 学識経験者	— ※法令により 委員指定	非公開	福祉課	民生委員に 欠員が生じ た場合開催

○条例を根拠に設置するもの

No.	名称	委員区分	公募状況	公開状況	主幹課	備考
5	柴田町特別職給料等審 議会	・町内の公共的団体等の代表者その他住民	—	非公開	総務課	諮問事項発 生時に設置
6	柴田町情報公開審査会	・学識経験者	—	非公開	総務課	
7	柴田町個人情報保護審 査会	・学識経験者	—	非公開	総務課	

8	柴田町水防協議会	(1) 行政機関の職員 (2) 地方公共機関 (3) 消防機関 (4) 町の機関	—	公開	総務課	諮問事項発生時に設置
9	柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会	委員：10人以内 (1) 学識経験のある者 (2) 公募による住民 (3) 町長が特に必要と認める者	【有り】 ※5人以内	公開	まちづくり政策課	
10	柴田町総合計画審議会	委員：20人以内 (1) 農業委員会の委員 (2) 教育委員会の委員 (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員 (4) 学識経験のある者 (5) 公募による者	【有り】 ※4人以内	公開	まちづくり政策課	
11	柴田町交通安全対策会議	(1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人 (2) 宮城県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 1人 (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人 (4) 仙南地域広域行政事務組合消防職員のうちから町長が任命する者 1人 (5) 柴田町教育委員会の教育長 (6) 柴田町職員のうちから町長が指名する者 5人	—	公開	まちづくり政策課	諮問事項発生時に設置

12	柴田町男女共同参画推進会議	委員：10人以内 (1) 学識経験のある者 (2) 公募による者 (3) 町長が特に必要と認める者	【有り】 ※公募委員 定数なし	公開	まちづくり 政策課	
13	柴田町環境審議課	委員：10人以内 (1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 町長が適当と認めた者	—	公開	町民環境課	
14	柴田町農政審議会	委員：10人 (1) 柴田町農業委員会委員 3人 (2) 農業協同組合理事 2人 (3) 農林関係行政機関の職員 2人 (4) その他学識経験者 3人	—	公開	農政課	
15	柴田町商工振興審議会	委員：8人 (1) 商工業関係者 5人 (2) 町内金融機関関係者 1人 (3) 学識経験のある者 2人	—	公開	商工観光課	
16	柴田町都市計画審議会	(1) 学識経験者のある者 6人 (2) 町議会の議員 3人 (3) 関係行政機関職員 1人	—	公開	都市建設課	
17	学校給食共同調理場管理運営審議会	委員：16人以内 (1) 学識経験を有する者 (2) 町の職員 (3) 小学校及び中学校の校長、父母教師会長 (4) 校医 (5) 仙南保健所の職員	—	公開	教育総務課 (学校給食 センター)	

18	障害児就学指導審議会	委員：7人以内 (1) 学識経験のある者 (2) 医師 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員	—	非公開	教育総務課	案件が発生した場合随時開催
19	社会教育委員	委員：8人以内 (1) 学校教育関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	—	公開	生涯学習課	各生涯学習施設を巡回し助言指導を実施
20	文化財保護委員会	委員：5人以内 ・文化財に関し学識経験を有する者	—	公開	生涯学習課 (しばたの郷土館)	
21	スポーツ推進審議会	委員：10人以内 (1) スポーツに関する学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) スポーツ関係団体の代表者 (4) 公募による者	【有り】 ※公募委員 定数なし	公開	生涯学習課 (スポーツ振興室)	

※審議会等を「公開」としているものであっても、個人情報に関するものや利害関係に関するものなど、審議する内容により非公開とする場合がある。

#### 4. 平成26年度における審議会等の住民公募状況

審議会等名称	募集人数 (人)	応募者数 (人)	採用者数 (人)
住民自治によるまちづくり基本条例審議会	5	6	4
総合計画審議会	4	2	2
男女共同参画推進会議	1	0	0